

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- 1．有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 1
- 2．有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 2
- 3．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表… 3
- 4．不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 5

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者の登記事項証明書</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者の登記事項証明書</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>11・12 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>法人登記簿の謄本</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>11・12 (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>（1） 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>（1） 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記簿抄本等）を提出するものとする。</p> <p>（2）～（6）（略）</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ d の 3 (略)</p> <p>e 第 2 条第 1 項第 1 号 g に掲げる事項</p> <p>次の (a) から (g) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d) 及び (g) イ に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a) ~ (d) (略)</p> <p>(e) <u>上場会社の登記事項証明書</u> 登記後直ちに</p> <p>(f) ・ (g) (略)</p> <p>e の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 g の 2 に掲げる事項</p> <p>次の (a) から (i) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a) から (c) まで、(e) 及び (g) に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a) ~ (e) (略)</p> <p>(f) <u>上場会社の登記事項証明書</u> 登記後直ちに</p> <p>(g) ~ (i) (略)</p> <p>e の 3 ~ n (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p>	<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ d の 3 (略)</p> <p>e 第 2 条第 1 項第 1 号 g に掲げる事項</p> <p>次の (a) から (g) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d) 及び (g) イ に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a) ~ (d) (略)</p> <p>(e) <u>登記簿抄本</u> 登記後直ちに</p> <p>(f) ・ (g) (略)</p> <p>e の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 g の 2 に掲げる事項</p> <p>次の (a) から (i) までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a) から (c) まで、(e) 及び (g) に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a) ~ (e) (略)</p> <p>(f) <u>登記簿抄本</u> 登記後直ちに</p> <p>(g) ~ (i) (略)</p> <p>e の 3 ~ n (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第9条第1項第3号aの(d)に掲げる事項</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>投資法人の登記事項証明書</u> 登記完了後直ちに</p> <p>(4)の2～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第9条第1項第3号aの(d)に掲げる事項</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>登記簿抄本</u> 登記完了後直ちに</p> <p>(4)の2～(8) (略)</p>